

ふるさと飯島奨学金返還支援補助金交付要綱

令和5年7月20日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の移住定住の促進、就業の促進を目的として、町内に定住し、大学等への修学のために貸与を受けた奨学金の返還を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯島町補助金交付規則(昭和36年飯島町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 飯島町の住民基本台帳に登録をし、かつ、永住の意思を持って生活の本拠を置くことをいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金及び第2種奨学金、都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金及びその他町長が認める奨学金をいう。
- (3) 正規雇用 所定労働時間の定めがあり、雇用期間の定めがない労働者をいう。
- (4) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、専門職大学及び高等学校並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する大学校をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 町内に定住している者
- (2) 大学等を卒業してから、企業等に正規雇用として就業している者及び起業している者
- (3) 大学等の在学期間中に前条第2号に規定する奨学金の貸与を受けた者
- (4) 補助金の交付を申請する年度末において、満30歳以下の者
- (5) 前条に規定する奨学金の返還を滞納していない者
- (6) 町税その他義務的納金を滞納していない者
- (7) 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例(平成24年飯島町条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団等、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する反社会的勢力に該当しない者

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、第3条に規定する補助対象者の最初の交付申請日の属する年度から起算して5年を経過する年度までとし、奨学金の返還が完済したときは、その日の属する年度をもって終了する。また、事業主の都合による解雇又はやむを得ない事由により離職し、離職した日から6か月を経過する日までに企業等に再び就業した場合は、離職した期間の月を補助対象期間に含むものとする。

(補助対象費用)

第5条 補助の対象となる費用は、令和5年4月1日以降の奨学金返還分とし、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度（補助対象期間である年度に限る。）に返還を行った奨学金の返還に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助金の対象としない。

- (1) 補助対象期間に、他の制度等により奨学金の返還補助を受けた場合の補助金額
- (2) 奨学金の返還に係る利子相当額及び返還が遅れた場合における延滞利息分相当額（補助金の額）

第6条 各条件による補助金の補助率、補助限度額及び補助期間は次のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助条件	補助率	補助限度額	補助期間
町内に定住し、かつ、企業等に正規雇用として就業した者	補助金の交付を申請する年度の前年度に返還を行った額の10分の10	年間12万円	最大5年
町内に定住し、かつ、町内の企業等に正規雇用として就業した者	補助金の交付を申請する年度の前年度に返還を行った額の10分の10	年間24万円	最大5年

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする各会計年度の4月1日から6月末日までにふるさと飯島奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金を貸与する機関が発行する奨学金の貸与を証するもの
- (2) 補助金の交付を受けようとする各会計年度の前年度（補助対象期間である年度に限る。）における奨学金の返還額を証する書類
- (3) 就業等の状況を証するもの又は、就業証明書（様式第2号）
- (4) その他の補助金を受けたことを証する書類（その他の補助金を受けた者のみ）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項第1号の書類は、交付申請する最初の年度に限り提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときはふるさと飯島奨学金返還支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の通知書を受けた交付対象者は、ふるさと飯島奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第4号）により、町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、これを審査し、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、次に掲げる事由があると認められたときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、災害等町長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が返還を相当と認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。